0501-00-02

一般社団法人日本原子力学会

ホームページ運営ワーキンググループ細則

平成29年8月9日　第1回広報情報委員会承認

（目的・設置）

第１条　本細則は，広報情報委員会規程（0501）第４条に基づき設置されるホームページ運営ワーキンググループ（以下，「WG」という）の役割と実施について定めることを目的とする。

（任務）

第２条　WGは，第１条の目的を達成するために，次の各号に掲げる事項に関する協議・活動をおこなうことを任務とする。

（１）ホームページの企画に関する事項

（２）ホームページの運営・管理に関する事項

（３）その他目的を達成するために必要な活動。

２　WGは，WGでの審議経過，結果を広報情報委員会および会員サービス委員会に報告する。

（組織）

第３条　WGは，主査，および委員を持って組織する。

２　WGは必要に応じて委員複数名で構成するタスクチームを設置することができる。タスクチームには，主査の任命によるリーダーを置きその活動を総括させる。

（主査）

第４条　主査は，広報情報委員会委員長が任命する。

２　主査は，必要に応じてWGを招集し，活動を総括する。

（幹事）

第５条　幹事は，委員の中から主査が選任する。

２　幹事は主査と協力してWGの円滑な運営に努める。

（委員）

第６条　委員は，次にあげるものに広報情報委員会委員長が委嘱する。

（１）広報情報委員会および会員サービス委員会から各若干名

（２）広報情報委員会委員長が必要と認めたもの

（任期）

第７条　委員の任期は原則として２年とする。ただし，再任は妨げない。

（委員以外の者の出席）

第８条　WGが必要と認めたときは，会議に委員以外の者の出席を求め，説明または意見を聴くことができる。

（改定）

第９条　本細則の改定は，広報情報委員会が決定し，理事会に報告するものとする。

（その他）

第10条　本細則に定めるもののほか，WGの運営に関し必要な事項は，WGの定めるところによる。

附則

１　平成29年8月9日　第1回広報情報委員会制定，同日施行